

由布市告示第92号

平成28年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年6月7日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成28年6月14日
 - 2 場 所 庄内庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	佐藤 郁夫君
湊野けさ子君	太田 正美君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	工藤 安雄君
生野 征平君	新井 一徳君
溝口 泰章君	

○応招しなかった議員

なし

平成28年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成28年6月14日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年6月14日 午前10時08分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第5号 平成27年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第6号 平成28年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第7号 平成27年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 平成27年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第10号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成28年度由布市一般会計補正予算(第1号)」
- 日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 議案第82号 基幹系業務用のパソコン取得について
- 日程第18 議案第83号 高規格救急車(車両)の取得について
- 日程第19 議案第84号 由布市教育委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第20 議案第85号 由布市の事務所の位置を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第86号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第22 議案第87号 由布市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第88号 由布市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第24 議案第89号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第25 議案第90号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第91号 平成28年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第27 地震対策特別委員会の設置
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第5号 平成27年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第6号 平成28年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第7号 平成27年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 平成27年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第10号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成28年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

- 日程第17 議案第82号 基幹系業務用のパソコン取得について
日程第18 議案第83号 高規格救急車（車両）の取得について
日程第19 議案第84号 由布市教育委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第20 議案第85号 由布市の事務所の位置を定める条例の一部改正について
日程第21 議案第86号 由布市行政組織条例の一部改正について
日程第22 議案第87号 由布市福祉事務所設置条例の一部改正について
日程第23 議案第88号 由布市営駐車場条例の一部改正について
日程第24 議案第89号 由布市公民館条例の一部改正について
日程第25 議案第90号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
日程第26 議案第91号 平成28年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第27 地震対策特別委員会の設置

出席議員（19名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 小林華弥子君	10番 佐藤 郁夫君
11番 瀧野けさ子君	12番 太田 正美君
13番 佐藤 人已君	14番 田中真理子君
15番 利光 直人君	16番 工藤 安雄君
17番 生野 征平君	18番 新井 一徳君
19番 溝口 泰章君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君	書記 馬見塚量治君
書記 小川 晃平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	相馬 尊重君
教育長			加藤 淳一君
総務部長事務代理兼総務課長			衛藤 公治君
財政課長	御手洗祐次君	総合政策課長	奈須 千明君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			松田 伸夫君
会計管理者	森山 徳章君		
産業建設部長事務代理兼農政課長			伊藤 博通君
健康福祉事務所長事務代理兼健康増進課長			田中 稔哉君
環境商工観光部長事務代理兼商工観光課長			加藤 裕三君
挾間振興局長兼地域振興課長			平松 康典君
庄内振興局長事務代理兼地域振興課長			佐藤 久生君
湯布院振興局長事務代理兼地域振興課長			麻生 悦博君
教育次長事務代理兼教育総務課長			安部 文弘君
消防長	江藤 修一君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時08分開会

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。

本日より、平成28年第2回定例会です。

開会の前に、このたびの大地震におきまして被災なされた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。それとともに4月14日の前震そして16日の本震発生以後、由布市職員皆様の昼夜を問わず奮迅の災害対策、そしてまた議員皆様の精力的な情報収集活動や被災者対応活動に対し、その御労苦に議長として深甚なる敬意を表させていただきます。

おかげさまで4月19日には議会として地震対策特別委員会の立ち上げを協議、総意を持って設立を確認し、25日、5月2日、6日、11日、12日と特別委員会におきまして、委員各位が調査した、地震被害の実態把握にのっとりた対策及び支援の具体的要望を取りまとめ、平成28年熊本・大分地震被害にかかる復旧、復興対策に関する要望書として5月13日に内閣府特命担当大臣河野太郎氏、総務大臣高市早苗氏、環境大臣丸山珠代氏、国土交通大臣石井啓一氏、農林大臣森山裕氏宛てにそれぞれ郵送、そして同日二日市副知事対応となりましたが、県庁へ伺い広瀬県知事に提出、同日首藤由布市長に直接お手渡ししたところです。

その後19日は、田中大分県議会議長、永松大分県市議会議長会会長、秦大分県町村議会議長

会会長とともに広瀬知事に直接地震対策要望書をお渡しいたしましたところです。

また、全国市議会議長会総会の折には、大分県選出の国会議員の皆さんと意見交換におきまして、由布市の被災状況をお伝えし、支援を要望いたしました。これも議員各位の迅速で的確な御尽力をいただいて取りまとめた要望事項をもとにして行ったことでもあります。改めて感謝を申し上げます。

このように、我々議会は一丸となって被災状況の把握に基づき、市当局はもとより、大分県や国に向けての情報発信、そして救済、支援要請を行ってきたところですが、復旧、復興につきましては、緒についたばかりであり、時間を必要とします。震災からの復興は、長い道のりとなり、当然のことながら息の長い支援体制の確立が必要です。したがって、支援体制を求める活動も息の長い継続、そして声の大きさが必要となります。

これからの由布市において、市民皆様の安心と安全が担保され、住みよさを心から感じることのできるまちづくりに対しまして、議員皆様の一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

それとともに、結びとしてはふさわしくないのですが、これからの30年間に70%、50年間に90%の確率で襲ってくると予測されています、マグニチュード8から9と予想される南海トラフ巨大地震への備えも忘れることのないよう、防災意識の確率と普及にもお力添えをいただきますようお願い申し上げます。開会前のお礼とお願いの御挨拶にさせていただきます。

これより、平成28年第2回由布市議会定例会を開会いたします。ただ今の出席議員は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、関係部課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、佐藤人巳君、14番、田中真理子さんの2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月24日

までの11日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付しております。お目通しをいただきたいと思います。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さんおはようございます。行政報告の前に先般の熊本・大分大地震において亡くなられた皆様方に、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

そしてまたきょうは、議員皆様方、表彰を受けられた議員の皆様方には心からこれまでの御苦労に感謝するとともにお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

それから、議会の皆さんには特別委員会を設置していただきまして、いろんな要望、そしてまた提案等をいただきましたこと、皆さんの議会の御苦労に対して、私からも心から敬意を感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。これからが1番大事でありますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

それでは、行政報告に移らしていただきますが、この新しい議場での記念すべき平成28年第2回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

そしてこのたび、熊本・大分震災において被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。由布市として1日も早い生活再建、被災箇所の復旧・復興、風評被害の払拭に向けた取り組みを強化して、そしてまた加速していくため、全力で頑張る所存であります。そのためにも、本定例会において提案いたすことにしております、報告8件、承認4件、議案10件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしておりますが、御一読いただきますようお願いする次第であります。また少し時間をいただきまして、幾つかの項目につきまして、詳細な報告を申し上げたいと思います。

まず、3月22日でありますが、平成28年3月をもって開校以来113年の歴史の幕を閉じることになりました湯平小学校の卒業式に参加いたしました。

3月24日には、挾間幼稚園落成式へ出席、これまでの老朽化した施設を更新することで、幼児期の特性を踏まえ、時代に即した教育環境の整備を果たすことができたと思います。

4月1日は、由布川地域交流センター落成式に出席をいたしました。明るく広々とした本施設

が、今後多くの方々の交流の場として活発に利用されていくことを期待をしております。

また、両施設の整備に当たりましては、議員各位を初め、地元の方々の御理解、御協力をいただきましたことを改めて感謝を申し上げます。

そして、3月31日には、4年間由布市のためにその卓越した能力により御尽力をいただきました、島津前副市長の退任式と、4月1日には、相馬尊重新副市長の就任式を執り行いました。

4月12日には、国道交通省にて、九州の広域周遊観光のハブ的役割を目指す、TIC（ツーリストインフォメーションセンター）の事業概要について説明し、翌13日には大分県庁において広瀬知事へ事業概要を説明をいたしたところであります。TICにつきましては、事業計画に基づき来年3月の完成を目指してまいります。

4月16日は、熊本地方を震源とするマグニチュード7.3、由布市内で最大震度6弱の地震が、1時25分に発生をいたしました。発災から5月16日の災害警戒準備室への移行までの多くの行事を中止、延期させていただきました。現地対策本部、災害対策本部を往復し、災害状況の把握、被災箇所の復旧・復興に、職員とともに全力で取り組んでまいりました。

その中で4月26日には、由布市の総合産業であります、観光産業の被災状況の説明と今後の復興支援策について、由布市にとってダイレクトに、そして効果のある施策を展開していただくため、国土交通省の各部署を回り、具体的な提言をさせていただきました。

4月18日の広瀬大分県知事、4月29日の災害地視察に由布市を訪れていただきました安倍晋三内閣総理大臣を初め、5月1日の経済産業省鈴木純司副大臣、5月7日には遠山清彦衆議院総務委員長、5月15日には石井啓一国土交通大臣、5月28日には佐藤英道農林水産大臣政務官、同じく由布市を訪れていただきました国会議員の先生方、各省庁へ由布市の災害状況の説明とともに、復旧・復興に向けた要請活動を精力的に行ってまいりました。

5月11、12日に開催されました、第118回九州市長会では、行財政関係、社会文教関係、経済関係の議案審議を行い、追加決議として、由布市も作成に携わりました、平成28年度熊本地震に関する決議に、全会一致で同意をいただき、決議書を国へ要請していくこととなりました。

6月6日開催されました、日本クアオルト協議会総会では、日本型クアオルトに賛同された群馬県みなかみ町の新規加盟や上山市の横戸長兵衛市長を新たな会長として選出するなど、5項目の議案が議決されたところであります。

6月7日には、全国市長会、第4分科会に出席し、国土交通・農林水産に関する議案並びに重点要望事項について審議を行ったところであります。

翌8日には、開催されました第86回全国市長会通常総会において、平成28年熊本地震への対応に関する決議や、地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議など、6件の決議が決定されました。

同じく8日には、防衛省へ沖縄県道104号移転訓練受入演習関係市町村として該当15市町村とともに申入れを行ったところであります。

翌6月9日にも、大分県基地、日出生台演習場周辺施設整備期成会として、防衛省へ平成29年度予算要望に伴う合同要請を行ったところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、3月19日以降契約案件はございませんでしたので、よろしく願いいたします。

以上で、報告をいたします。

○議長（溝口 泰章君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成28年第1回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（相馬 尊重君） おはようございます。副市長です。それでは、請願・陳情の処理経過、並びに結果報告を申し上げます。

請願受理番号19、受理年月日平成27年11月24日、件名庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方について。

処理の経過等、請願者と連絡をとりながら、水質が危惧される時期の水質検査を行うこととしており、水質検査結果により、水道施設整備の検討を行います。

受理番号23、受理年月日、平成27年12月10日、件名、湯布院メガソーラー合同会社による旧リック・スプリングバレーにおけるメガソーラー建設計画について、処理の経過等、由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第8条第1項第2号により、事業者に対し事業地は抑制区域内であり、事業を行わないよう再度協力を求めました。同条例第9条にかかる事業届け出書類一式についても、受理できない旨を伝えているところでございます。

陳情受理番号2、受理年月日、平成28年2月9日、件名、由布市消防救急体制の充実、強化に関する陳情書、処理の経過等、救急体制の充実強化について、他事業を研究するとともに、車両の出動状況の把握、2次の救急事案に対応することを常に念頭に置き、通信司令員の指導と訓練を徹底してまいります。また、市内の消火栓、防火水槽などの水利の位置及び地理状況を把握するため、巡回調査を定期的実施いたします。今後も人命を第一に考え、消防及び救急体制の充実、強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、新井一徳君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（新井 一徳君） おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の新井一徳です。平成28年第1回由布大分環境衛生組合議会臨時会が、平成28年3月28日午後2時から開催されましたので、その結果について報告をいたします。

会期は、当日1日限りとし、出席議員は8名全員であります。議事事件として、議案3件が上程されました。

審議結果であります。まず議案第4号由布大分環境衛生組合行政不服審査会条例の制定についてであります。平成26年法律第68号による行政不服審査法の全部改正に伴い、由布大分環境衛生組合行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることによるため、条例を制定するものでございます。

審議の結果、全員の賛成により可決されました。

次に、議案第5号由布大分環境衛生組合議会議員等の議員報酬、報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

行政不服審査法に規定する、行政不服審査会の新設に伴う委員報酬の制定による条例の見直し等によるため、その他の委員、日額7,200円を新たに追加したものでございます。審議の結果、全員の賛成により可決されました。

最後に、議案第6号由布大分環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

平成26年法律第34号による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の改正が必要なことによるため、これまで規則に定めていました等級別職務表を条例で定めたものでございます。審議の結果、全員の賛成により可決されました。

以上で、平成28年第1回由布大分環境衛生組合議会臨時会の概要についての報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 議会事務局長です。それではお手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。まず、請願からいたします。なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

受理番号1、件名、由布市湯布院町中川地区県道11号線の大分県への復旧に対する請願。請願者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇、立川克己ほか4名、紹介議員、長谷川建策、野上安一。

受理番号2、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の議会請願書。請願者、由

布市庄内町〇〇〇〇〇〇〇〇、大分県教職員組合由布支部執行委員長、小出和洋、紹介議員、佐藤郁夫。

受理番号3、件名、市道認定に関する請願について。請願者、由布市湯布院町荒木自治委員、小野道幸、紹介議員、太田正美、加藤幸雄。

受理番号4、件名、TPP協定の国会批准をしないことを求める請願。請願者、由布市庄内町〇〇〇〇〇、農民運動連合会庄内支部支部長、小野幹雄、紹介議員、工藤俊次。

受理番号5、件名、熊本・大分地震における石垣崩壊被害の復旧支援を国・県に対して早急に要求することを求める請願。請願者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、加藤光広ほか1名、紹介議員、小林華弥子、太田洋一郎。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号3、件名、市有車両による交通空白輸送で、割高を指摘されているシャトルタクシーを見直す陳情。陳情者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、谷千鶴。

受理番号4、件名、児童クラブを兼ねた放課後の子どもの居場所を、余裕教室と住民の協力で作る陳情。陳情者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、谷千鶴。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ただいまの請願5件及び陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 報告第6号

日程第8. 報告第7号

日程第9. 報告第8号

日程第10. 報告第9号

日程第11. 報告第10号

日程第12. 報告第11号

日程第13. 承認第2号

日程第14. 承認第3号

日程第15. 承認第4号

日程第16. 承認第5号

日程第17. 議案第82号

日程第18. 議案第83号

日程第 19. 議案第 84 号

日程第 20. 議案第 85 号

日程第 21. 議案第 86 号

日程第 22. 議案第 87 号

日程第 23. 議案第 88 号

日程第 24. 議案第 89 号

日程第 25. 議案第 90 号

日程第 26. 議案第 91 号

○議長（溝口 泰章君） 次に、本定例会に提出されました、日程第 5、報告第 4 号から日程第 12、報告 11 号までの報告 8 件、日程第 13、承認第 2 号から日程第 16、承認第 5 号までの承認 4 件、日程第 17、議案第 82 号から、日程第 26、議案第 91 号までの議案 10 件を一括上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告 8 件、承認 4 件、議案 10 件でございます。

まず、報告第 4 号、専決処分報告については、市道の管理瑕疵により、身体を負傷させ、損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 5 号平成 27 年度由布市都市開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会が平成 28 年 5 月 2 日に開催され、平成 27 年度の事業報告並びに決算が議決され、5 月 18 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により書類の提出がありましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 27 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し報告するものであります。

報告第 6 号平成 28 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会が 3 月 29 日に開催され、平成 28 年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、3 月 30 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 18 条第 2 項の規定により承認しましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 28 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し報告するものでございます。

報告第 7 号平成 27 年度由布市一般会計繰越費繰越計算書については、本庁舎建設の翌年度への通次繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、報告するものであります。

報告第 8 号平成 27 年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、ネットワーク強靱化

対策事業や市道改良事業など26件の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第10号例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査員より報告をいたします。

報告第11号専決処分の報告については、消防車両の交通事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、承認第2号平成28年度由布市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出にそれぞれ4億1,995万1,000円を追加し、総額182億9,408万4,000円にお願いするものでございます。これは、4月16日に発生いたしました熊本・大分地震による地震対応事業として、市道の応急工事費や学校等の公共施設の修繕費等の災害復旧費となっております。緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月18日付で専決処分を行ったものであります。

承認第3号由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実にし、税源の偏在性の是正などの観点から、地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次に、承認第4号由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、同意集積地域における固定資産税の課税免除の適用期間の延長に関し、省令の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第5号由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を見直す地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第82号基幹系業務用パソコン取得につきましては、平成28年4月28日に指名競争入札を執行した結果、株式会社オルゴが、消費税を含む1,943万4,384円で落札し、平成28年5月6日付で仮契約を締結をいたしました。この物品購入仮契約を本契約とするために、由布市有財産条例第2条規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 83 号高規格救急車車両の取得については、由布市消防署に配備する当該救急車が、ぎ装を必要とする特別車両であるため、対応できる業者 2 社を指名しましたところ、1 社が入札を辞退したことから入札を取りやめ、由布市入札事務要項第 14 条の規定により、随意契約をいたしました。随意契約を締結するにあたり、平成 28 年 5 月 17 日に見積もり合わせを行った結果、大分トヨタ自動車株式会社が予定価格を下回る、消費税を含む 2,214 万円の見積もりを提出ことから、平成 28 年 5 月 24 日付で仮契約を締結いたしましたところであり、この物品購入仮契約を本契約とするために、由布市有財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 84 号由布市教育委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例の制定については、由布市教育委員会の所管に係る条例の規定を整備するものであります。

議案第 85 号由布市の事務所の位置を定める条例の一部改正については、本庁舎方式移行に伴い、地方自治法第 4 条第 1 項の規定により、事務所の位置を由布市庄内町柿原 302 番地に変更するものでございます。

議案第 86 号由布市行政組織条例の一部改正については、組織再編に伴い、部制を廃止し、課を置くことに改めることによる条例の規定の整備を行うものでございます。

議案第 87 号由布市福祉事務所設置条例の一部改正については、本庁舎方式に伴い、福祉事務所の位置を変更するものでございます。

議案第 88 号由布市市営駐車場条例の一部改正については、由布院駅前にあります市営駐車場の敷地にツーリストインフォメーションセンターが建設されることに伴い、市営駐車場である由布院駅前駐車場を廃止するものでございます。

議案第 89 号由布市公民館条例の一部改正については、組織再編に伴い、由布市中央公民館の事務を社会教育課に分掌させるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 90 号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正については、由布市消防署庄内出張所の移転に伴い、位置の変更をするものでございます。

議案第 91 号平成 28 年度由布市一般会計補正予算は、歳入歳出にそれぞれ 12 億 2,517 万 9,000 円を追加し、予算総額を 195 億 1,926 万 3,000 円にお願いするものでございます。

今回大きな補正額となった要因は、地震災害による観光客の落ち込みを補うための観光復興支援や、公共施設等の災害復旧事業費を計上しているためでございます。通常補正の主な増額といたしましては、三世代リフォーム支援や放課後児童健全育成事業、由布岳スマートインターチェンジ開通式典委託業務などとなっております。

減額の主なものにつきましては、震災に伴い、由布川小学校と庄内中学校の大規模改造工事の

らついていたために、乙が歩行した際に転倒し、顔面及び手首を負傷した事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る一切の賠償金、損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を8,285円と定めたものでございます。裏面に事故現場の写真と位置図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、報告第5号及び報告第6号について続けて詳細説明を求めます。
総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。それでは、報告第5号並びに第6号の詳細説明を行います。

報告第5号平成27年度由布市都市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。平成28年6月14日提出、由布市長。

1、平成27年度事業報告書、2、平成27年度財務諸表、（1）貸借対照表、（2）損益計算書、（3）キャッシュフロー計算書、（4）準備金計算書、（5）財産目録、3、平成27年度監査意見書。

1ページをお開きください。

平成28年5月2日の由布市土地開発公社理事会において、平成27年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

3ページをごらんください。

平成27年度由布市土地開発公社の事業報告書ですが、当該年度は土地の取得及び処分等の業務はありませんでした。管理業務として下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として79万4,102円、市道向原別府線用地取得借入金利息として3,600円を支払いました。また、下湯平若者定住化団地用地の貸付料として7万4,000円の収益がございました。

以下、理事会開催の状況、監査の状況、4ページには役員等の状況を記載しております。

次に、平成27年度財務諸表について御説明いたします。

6ページをごらんください。

まず、貸借対照表ですが、平成28年3月31日時点での公社の1年間の財政状況を資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したもので、資産合計並びに負債資本合計ともに1億806万8,804円となっております。

次に、7ページをごらんください。

損益計算書です。1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績として示すもので、当期利益については7万6,090円の純利益となっております。

次に、8ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きを表したもので、現金及び現金同等物期末残高は966万5,664円となっております。その内訳は12ページにございますが、普通預金の年度末残高は563万2,051円、同じく定期預金残高は403万3,613円となっております。

9ページに戻っていただきますが、9ページは、販売費及び一般管理費で、人件費と一般経費18万2,752円の内訳を記載しております。

10ページをお開きください。

準備金計算書です。前年度繰り越し準備金959万4,074円に、当期純利益7万6,090円を加えた967万164円が当期準備金となり、下段の準備金処理計算書により、次期繰越準備金として処理しております。

次に11ページは、財産目録で、資産合計1億806万8,804円から、負債合計8,539万8,640円を差し引いた2,267万164円が純資産ということになります。

以下、12ページ以降に現金及び預金明細表、残高証明書、公有地明細表、資産明細表、借入金明細表等添付しております。

次に、29ページ、30ページには、平成27年度中間監査並びに決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第5号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第6号の詳細説明を行います。

報告第6号平成28年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。平成28年6月14日提出、由布市長。

1、平成28年度由布市土地開発公社事業計画について、2、平成28年度由布市土地開発公社予算、3、平成28年度由布市土地開発公社資金計画について。

次のページをお開きください。

平成28年3月29日に由布市土地開発公社理事会において、平成28年度由布市土地開発公社の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

まず、1ページの事業計画ですが、公有地取得事業の管理利息として2件、下湯平若者定住活性化事業及び市道向原別府線道路用地取得事業の借入金利息のみの計画となっております。

次に、2ページから予算となっております。

収益的収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取利息で102万2,000円、収益的支出は一般管理費と支払利息並びに予備費で102万2,000円を計上しております。

次に、3ページをごらんください。

資本的収入については、短期借入金6,739万9,000円を計上しており、同支出では、短期借入金返済金を同額計上しております。なお、平成28年度の借入金限度額は6,739万9,000円と定めております。

4ページから6ページまでは、予算の実施計画を記載しております。

次に、7ページ、8ページをごらんください。

平成28年度の資金計画ですが、ほぼ前年度並みとなっております。

以下9ページに一般管理費の明細、10ページは予定貸借対照表、11ページは予定損益計算書、12ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、報告第7号、報告第8号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。私のほうからは、報告第7号平成27年度由布市一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

報告第7号平成27年度由布市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成28年6月14日提出、由布市長です。

裏面をごらんください。

平成27年度由布市一般会計継続費繰越計算書です。今年度は、庄内庁舎建設のみの事業費となっており、平成27年度から2カ年の継続費で、平成28年度の通次繰越額が1億6,307万113円に確定いたしましたので報告するものです。

続きまして、報告第8号をごらんください。報告第8号平成27年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成28年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

一般会計繰越明許費の計算書でございます。記載のとおり26件の事業について繰り越しを行いました。翌年度繰越額の合計額が1番下に記載しております6億5,714万5,000円となりました。繰り越し理由については、予算提案の際に御説明いたしましたので省略させていただきます。

きます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

次に、報告第9号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。

報告第9号について詳細説明をいたします。

報告第9号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成28年6月14日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

このページには、平成28年3月4日付で専決処分を行いました専決処分書を添付をしております。事故の概要、和解条件等につきましては、次のページに記載してのとおりでございますが、この事故の当事者は記載のとおりとなっております。

事故の概要は、市保有の公用車が平成28年2月22日午前11時50分ごろ、別府市大字鶴見38番地1の駐車場で後退した際、後方不注意により公用車の右後部と駐車中の乙所有の車両の右後部が衝突した事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し100%の過失割合を認め、損害賠償の額を14万1,000円に定めたものでございます。事故車両の写真を添付をしております。御参照いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、報告第11号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（江藤 修一君） 消防長です。

報告第11号について、詳細説明をいたします。

報告第11号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成28年6月14日提出、由布市長。

次ページをごらんください。

平成28年4月27日付で行いました専決処分書をつけております。右のページです。和解及

び損害賠償の額を定めることについて。当時者、甲、由布市庄内町柿原302番地、由布市、乙、由布市挾間町鬼崎4番地16、ケアハウス豊友館理事長帆秋孝幸。事故の概要ですが、平成28年3月17日午後2時20分ごろ、由布市挾間町鬼崎4-16駐車場内において、甲の車両の左後方ステップ部分が、乙の車両の右後方フェンダー部分に衝突したものです。

甲は乙に対し、過失割合100%分に当たる、本件交通事故にかかる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額16万7,000円と定めたものでございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、承認第2号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度由布市一般会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成28年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書、下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成28年4月18日、由布市長。

平成28年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、災害発生に伴う補正予算を定めることについて特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることによる。

それでは、平成28年度一般会計補正予算（第1号）をごらんください。

平成28年度由布市一般会計補正予算（第1号）、平成28年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,995万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億9,408万4,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年4月18日専決、由布市長。

それでは予算書で説明をさせていただきます。災害の発生、これのほうは全部災害の対応予算となっております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3ページをお願いします。

補正予算事項別明細書です。この中の19款の繰入金の3億8,998万9,000円につきましては、全額財政調整基金を取り壊しての繰り入れとなっております。

ずっといきまして、8ページから9ページをお願いします。

款項目を言いまして右側の事業別説明のほうで説明させていただきます。1番上の2款1項5目財産管理費区分1については、庄内庁舎等の修繕費となっております。その下の7目電子計算費の工事請負費については、光ケーブルの移設工事2カ所分、1番下の段9目地域振興費区分1の挾間地域振興課分の委託料は、由布川峡谷の設計委託費となっております。その下区分2の湯布院地域振興課分は、乙丸公民館の修繕費と、狭霧台の調査、研究委託料となっております。

10ページから11ページをお願いします。

社会福祉総務費の負担金については、福祉避難所の運営費となっております。

次の段の4款1項5目環境衛生総務費11節の修繕費は、湯布院火葬場望岳苑の修繕費、それから13節の委託料、震災ごみ処理業務、それから14節は塚原一時保管所分の機械借り上げ料となっております。

6款1項2目農業総務費、1番下です、これは奥湯の郷の浄化槽と風呂の亀裂などの修繕費となっております。

12ページから13ページ、8款4項4目公園費については湯布院の岳本公園のあずま屋敷の撤去費となっております。

その下の段5項1目住宅管理費は、一般住宅の耐震にかかる補助金で4分の3は国県支出金となっております。その下区分2については、市営住宅の雨漏れの修繕費と屋根改修工事費となっております。

1番下の段、9款1項2目非常備消防費、これは湯布院方面隊の詰所のホースの干し台の修繕費の補助金となっております。

14ページから15ページをお願いします。

3段目の災害対策費の職員手当については、地震対応の時間外勤務手当、その下の需用費については、ブルーシート等の購入費となっております。

下の段、10款5項1目学校給食費は、給食センターの修繕費にかかる設計委託料となっております。

次のページ、上段の1目社会教育総務費の需用費は文化財の修繕費で、その下は7自治公民館の整備補助金となっております。中段農業施設の測量設計委託、工事請負費は林道の土砂取り除き、それから災害復旧補助金は、市単独分の工事費の補助金となっております。1番下の段の11款2項1目公共土木施設災害復旧費は、市道の応急工事費やJRの工事負担金となっております。

18、19ページの2段目、3項1目公立学校施設災害復旧費の事業費は、阿南小学校、西庄内小学校、由布院3小学校の修繕費、それから委託料については、挾間、庄内、湯布院3中学校の分となっております、それから由布院幼稚園の設計委託料となっております。工事請負費は、応急

工事費分となっております。下の段 2 目社会教育施設災害復旧費は、湯布院公民館の応急工事分。それから、1 番下の段 3 目体育施設災害復旧費については、スポーツセンターと B & G 体育館の分となっております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、承認第 3 号及び承認第 4 号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。承認 3 号及び承認第 4 号について詳細説明をさせていただきます。

まず、承認第 3 号について御説明をいたします。

承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成 28 年 6 月 14 日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

このページには、平成 28 年 3 月 31 日で行いました専決処分書を添付しております。この改正は地方自治法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、由布市税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明をいたします。

次ページからの、由布市税条例等の一部改正する条例をごらんください。説明中条文が前後をいたしますが、お許しをいただきたいと思います。

第 18 条の 2 につきましては、行政不服審査法の改正に伴う文言の変更による改正でございます。第 18 条の 3 及び第 80 条から第 91 条につきましては、自動車取得税の廃止により平成 29 年 4 月 1 日から軽自動車税の環境性能割が新設されることによる徴収の方法、申告納付等の規定の新設及び環境性能割の新設により現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定の整備等でございます。

第 19 条及び第 43 条から第 50 条につきましては、市民税の延滞金の計算方法について、法改正により一定の条件のもと、延滞金の計算期間を変更することに伴う改正でございます。

第 34 条の 4 につきましては、法人市民税の法人税割の標準課税率が引き下げられることに伴う改正でございます。

第 56 条及び第 59 条につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずることとしたことによる改正でございます。

附則第 6 条につきましては、平成 30 年度から平成 34 年度までの個人の市民税に限り、前年中に特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を設けることに伴う改正でござ

ざいます。

附則第10条の2につきましては、再生可能エネルギー発電装置等に係る固定資産税を自治体の自主的判断に基づき課税標準または税額の特例措置を条例で決定できる我がまち特例の割合を定める改正でございます。

附則第10条の3につきましては、熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税減額の申告についての改正でございます。

附則第15条の2から第15条の5につきましては、計自動車税環境性能割の新設に伴う環境性能割の賦課徴収、申告納付、税率の特例等の新設でございます。

附則第16条につきましては、現行の軽自動車税の種別割への名称変更及び一定の環境性能を有する車両について、その燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例の1年延長に伴う改正でございます。なお、附則に施行日、施行期日及び経過措置等を記載をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、承認第4号について御説明をいたします。

承認第4号専決処分の承認に求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。平成28年6月14日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

同じく平成28年3月31日付で行いました専決処分書を添付しております。改正の内容について御説明をさせていただきます。

次のページの新旧対照表をごらんください。

この一部改正につきましては、平成28年度総務省令第35号により、由布市税特別措置条例第4条第1項中の平成28年3月31日までを、平成29年3月31日までに延長する改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、承認第5号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（田中 稔哉君） 健康増進課長です。承認第5号について詳細説明をさせていただきます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。平成28年6月14日提出、由布市長。

次のページに専決処分書を添付させていただいております。平成28年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

次のページをごらんください。

今回の一部改正の内容でございますが、地方税法施行令の改正に伴うもので、第3条及び第22条の中で国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の現行52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の現行17万円を19万円に、また低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得、5割軽減の現行26万円を26万5,000円に、2割軽減の現行47万円を48万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。附則といたしまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日とさせていただきます。

次のページに新旧対照表を添付いたしております。下に線を引いている部分がそれぞれの改正部分でございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第82号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） では、議案第82号について詳細説明をいたします。

議案第82号基幹系業務用パソコンの取得について。基幹系業務用パソコンの取得について、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成28年6月14日提出、由布市長。

1、取得する財産、基幹系業務用パソコン、2、数量、一式、200台、3、取得価格、消費税を含む1,943万4,384円、4、契約の相手方、大分市東春日町1番1号、株式会社オルゴ、代表取締役。

次のページをお開きください。

ここには、平成28年5月6日付で締結をしました仮契約書を添付しております。本議案につきましては、マイナンバー制度施行に伴う自治体情報セキュリティ対策により、基幹系システムを独立したネットワークとして構築し、完全分離を保つために基幹系業務用パソコンの購入を行うものでございます。なお、仮契約書以降に第1条関係の別表、基幹系業務用パソコン購入事業仕様書、入札結果一覧表を添付しておりますので御参照をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第83号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（江藤 修一君） 消防長です。議案第83号の詳細説明をいたします。

議案第83号高規格救急車の取得について、高規格救急車の取得について由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月14日提出、由布市長。

1、取得する財産、高規格救急車、2、数量、1台、3、取得価格、2,214万円、4、契約の相手方、大分市大分宮崎字口ノ坪1427番地の1、大分トヨタ自動車株式会社でございます。

す。

次ページをごらんください。

平成28年5月24日付で物品購入仮契約書を添付しております。それから、仕様書につきましては、御一読願いたいと思います。最後に見積もり結果表をつけておりますけども、大分トヨタ自動車株式会社1社ということになっております。この高規格救急車でございます。ぎ装を必要とする特別な車両であるため、対応できる業者2社を指名したところ、1社が入札を辞退したということから、由布市入札事務要項第14条の規定により随意契約といたしました。なお、今回の高規格救急車は救急由布1号として常時使用することになり、現在の救急由布1号は、救急由布2号となり予備車となります。現在の予備車両救急由布2号の救急車は廃車といたします。納期につきましては、28年12月となっております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第84号について詳細説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（安部 文弘君） 教育総務課長です。議案第84号由布市教育委員会の所管に係る関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を行います。

本条例につきましては、本庁舎方式への移行に伴う組織再編に伴い、条例等の確認を行ったところ、現在由布市教育委員会において所管している施設等が条例の規定上、由布市長が所管することになっていることから、現状に即するため、条例の規定を由布市教育委員会の所管に改めるものでございます。

次のページをお開きください。

まず、第1条の由布市奨学資金に関する条例の一部改正であります。由布市田北奨学会の事務を教育総務課が行っていることから、主に由布市田北奨学会を由布市教育委員会の附属機関として明確にし、それに伴い事務の手續に関する規定において市長から教育委員会に文言を改めております。

また、奨学生の資格及びその申し込みにつきまして、実態に即した形にするため、所要の改正を行っております。

次に、第2条の由布市自然体験学習施設条例の一部改正につきましては、由布市ゆふの丘プラザに関する事務を社会教育課が行っていることから、教育委員会の所管施設にし、市長から教育委員会に文言を改めております。

次に、第3条の由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正及び、第4条の由布市川西児童体育館条例の一部改正につきましては、由布市湯布院スポーツセンターと由布市川西児童体育館は、スポーツ振興課において管理を行っていることから、教育委員会の所管施設にし、市長から教育委員会に文言を改めております。施行日につきましては、公布の日から施行でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に議案第85号及び議案第86号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。議案第85号及び86号について詳細説明をいたします。

まず、議案第85号についての御説明をいたします。

議案第85号由布市の事務所の位置を定める条例の一部改正について、由布市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年6月14日、由布市長。

次のページの新旧対照表をごらんください。

この一部改正につきましては、本年7月19日の本庁舎方式移行に伴い、事務所の位置を由布市庄内町柿原302番地とし、庁舎の位置から挾間庁舎、湯布院庁舎を削除するものでございます。

続きまして、議案第86号につきまして御説明いたします。

議案第86号由布市行政組織条例の一部を改正する条例について、由布市行政組織条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年6月14日提出、由布市長。

本条例の改正につきましては、本年7月19日の本庁舎方式への移行に伴い、組織再編を行うことにより、改正するものでございます。

次ページをお開きください。

第1条につきましては、これまでの部制を廃止し、課を置くことに改めるものでございます。なお、組織再編に当たり、一部課の統廃合を行い、人事職員課を総務課に、収納課を税務課に、契約管理課を財政課に、都市景観推進課を建設課にそれぞれ統合をいたしております。

第2条につきましては、これまでの部等の事務文章を課等の文書事務として改正するものでございます。

次のページをお願いします。

第3条並びに第4条につきましては、条文中の部等を課等に改めるものでございます。また、附則につきましては、施行日を定めるとともに他の条例に係る文言等の軽微な改正を行うものでございます。

次ページより新旧対照表を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第87号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（田中 稔哉君） 健康増進課長です。議案第87号の詳細説明を申し上げます。

議案第87号由布市福祉事務所設置条例の一部改正について、由布市福祉事務所設置条例の一

部を改正する条例を別記のように定める。平成28年6月14日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

由布市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例、由布市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。第2条の表中、湯布院町川上3738番地1を庄内町柿原302番地に改める。すいません、括弧が抜けておりました。読み直します。第2条表中「湯布院町川上3738番地1」を「庄内町柿原302番地」に改める。第3条中「母子及び」の次に「父子並びに」を加え、「昭和39年法律第129号」を「平成26年法律第28号」に改める。附則、この条例は平成28年7月19日から施行する。

次のページの新旧対照表をごらんください。

ただいま詳細説明いたしました改正内容につきまして、現行と改正案を掲載させていただいております。なお、下に線の引いてある部分はその主な部分でございます。これは本庁舎方式移行及び母子及び寡婦福祉法の改正に伴うものでございまして、今回改正をするものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第88号について詳細説明を求めます。湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（麻生 悦博君） 湯布院地域振興課長です。議案第88号について詳細説明をいたします。

由布市営駐車場条例の一部改正について、由布市営駐車場条例（平成19年条例第25号）の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年6月14日提出、由布市長。

現在由布院駅前に市営の駐車場がありますが、その敷地にツーリストインフォメーションセンター（TIC）が建設されますことから、市営の駐車場を廃止するものです。

新旧対照表をごらんください。

第2条の表中の下線部分の名称と位置を削るものです。

それから、その裏面をお願いします。

別表第7条関係、市営駐車場使用料の表中、下線部分の区分、車種使用料を削るものでございます。附則に施行年月日を記載しております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第89号について詳細説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（安部 文弘君） 教育総務課長です。議案第89号由布市公民館条例の一部改正について詳細説明を行います。

現在、由布市湯布院公民館内において、由布市中央公民館として公民館の連絡及び調整並びに全市的な統一的事業の実施を行っております。今般の本庁舎方式に伴う組織再編に伴い、公民館の主管課でございます社会教育課が由布市役所庄内庁舎に移転することに伴い、由布市中央公民

館で行っております事務を社会教育課本課に分掌させ、由布市役所庄内庁舎で行うこととなります。これに伴いまして、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

内容につきましては、第2条中「由布市中央公民館」の文言を削り、別表の3にあります「中央館」を「湯布院館」に改めるものでございます。施行日につきましては、本庁舎方式に伴う組織再編によるものであることから、先ほど説明がありました、由布市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例と同日の、平成28年7月19日からでございます。

また、本条例の一部改正に伴い、由布市視聴覚ライブラリー条例第2条の表中「由布市中央公民館内」を「由布市湯布院公民館内」に改めます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第90号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（江藤 修一君） 消防長です。議案第90号の詳細説明をいたします。

議案第90号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、由布市消防本部消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年6月14日提出、由布市長。

提案理由、由布市消防署庄内出張所の移転に伴い位置を変更することによるものです。

次ページをごらんください。

新旧対照表をごらんください。別表の由布市消防署庄内出張所の項中の中の位置を変えるものです。「柿原288番地3」を「柿原306番地1」に改めるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第91号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。議案第91号平成28年度由布市一般会計補正予算（第2号）、平成28年度由布市一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,517万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億1,926万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の廃止は、第2表地方債補正による。平成28年6月14日提出。由布市長。

補正予算書の次のページをごらんください。

第1表歳入歳出補正予算です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページの予備費です。この予備費の1,500万円の補正につきましては、4月16日に発

生しました災害によって16日と17日、これの分について契約並びに支出をしました分について、この予備費から充用しておりますので、その予備費を支出した分について、ここで再度計上したということでございます。

4ページの第2表地方債補正につきましてです。これは、先ほど市長が説明したように、由布川小学校の施設整備事業と庄内中学校の施設整備事業、この2カ所の空調施設を整備する計画でありましたが、4月、5月ということで災害対応にとられまして、7月までの空調設備の施設ができなかったというようなことから、今回延期をいたしまして、この地方債を減額、そして廃止するというようになっております。

それでは、5ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書です。この歳入から説明をします。なお、一般財源扱いをされてるものを説明し、特定財源として歳出に充てられるものは歳出の項目で説明をいたします。内容につきましては、平成28年度6月補正予算（第2号）の概要に詳細に記載しております。それを見ていただければいいかと思えます。

それでは、歳入についてです。10ページから11ページです。

下のほうの寄附金、第18款の寄附金1項寄附金についてです。指定寄附金といたしまして6,135万2,000円ほどあります。これにつきましては、ふるさと納税それから災害復旧寄附金、災害復旧支援金ということでこの金額を挙げております。それから繰入金の分につきましては、財政調整基金を4億3,835万8,000円を取り崩しております。それからみらいふるさと基金につきましては、イオン九州様は今まで寄附していただいております、その合計額となっております。これを今回の災害のほうに充ててくださいということで、今回挙げております。

それでは、歳出のほうにいきたいと思えます。

14ページから歳出になっております。

今回の補正予算の人件費については、4月の人事異動に伴う職員給与費の組みかえによるものとなっておりますので、各項目での人権費増減の説明は省略させていただきます。

18ページから19ページをお願いします。

中段の2款1項5目財産管理費については、3地区の地元交付金となっております。財産貸し付け収入と流木売り払いの収入を充当しております。その下の6目、企画費については、庄内町の小原地区のコミュニティー事業助成金で、宝くじ助成事業の100%補助となっております。

28ページから29ページをお願いします。

1番下の段の3款2項2目子育て支援費の委託料は、保育料の改正によるシステム開発業務、その下の区分2も委託料は児童クラブの障がい児受け入れにかかる経費となっております。1番下の区分3については、10ページの1番上にあります3世代リフォーム支援事業補助金という

ことで、これを2件分計上しております。1番下の4款1項1目保健衛生総務費の区分1の賃金は、保健師の産休代替によるものです。

32ページから33ページをお願いします。

1番下の段の4款1項5目環境衛生総務費区分2の委託料は、損壊家屋解体撤去業務として50棟分を計上しております。この分については、2分の1が国で市の負担が2分の1です。それから、塚原処分場の業務も入っております。

それから36ページをお願いします。

2段目の6款1項3目農業振興費の園芸産地整備事業において、これについては県の補助金の補助率を下げまして、その補助率の変更に伴い継続しておりましたので、その分県費が221万8,000円を減額されましたので、今回市費として400万円の追加をお願いするものです。

1番下の5目農地費も農業用施設用地整備事業は、ストックマネジメント事業の3カ所分の事業費490万円が県の補助金です。

それから38ページ、1番下の段、7款1項3目商工費、地域イメージ向上対策事業として湯布院温泉観光案内の設置委託料です。次のページに162万円の県の支出金があります。これを充当しております。その下の項目区分2です。委託料の地域開発コンテンツ整備業務、この1,000万円については、全額国庫補助金となっております、現在ある事業に付加価値をつけて観光PRを行うという事業であります。その下の観光客の避難マニュアルは、多言語で作成するものです。その下の負補交です。これについては、復興支援の宿泊補助券それから復興支援のプレミアム商品券そこから復興PR事業をするということで、これについては3,300万円の寄附金を充てております。

次の8款1項1目土木総務費の区分1の委託料、これについては、由布岳のスマートインターチェンジの開通式の式典記念委託ということです。

それから、42ページと43ページです。

9款1項2目非常備消防費については、この負補交については、湯布院方面隊の2の1と3の2、この分の防火水槽と仮車庫を建設する補助金となっております。

次の44、45ページです。

3目の災害対策費の区分1、コミュニティー助成事業の補助金については、乙丸1の自主防災組織の自主防災器具の購入補助金となっております。その下の区分2の19節の負担金及び補助金の交付金では、災害被災者住宅再建支援事業の補助金ということで、半壊を80戸分、全壊を3戸分を見ておりまして、この分については5,650万円の国県補助金がありまして、その他の2,104万2,000円については、支援金を充てております。

次が、46から47ページです。

中段の10款2項4目、これの小学校の整備事業の補助金につきましては、先ほど言いました工事請負費の5,300万円の減額については、この分が由布川小学校となっております、その下の4目の学校建設費の中学校の施設整備事業につきましては、これは庄内中学校の分となっております。

それから、48ページから49ページお願いします。

中段の10款5項1目学校給食費の給食センターのこれは修繕費となっております。

次の50ページから51ページです。

10款6項1目社会教育総務費の負補交の517万円につきましては、自治公民館等の整備補助金ということで、南田代、下市、喜多里、山崎この4カ所の補助金となっております。その下の2目公民館費の工事請負費については、6公民館とゆふの丘プラザの工事請負費となっております。区分2の挟間公民館事業につきましてはの備品購入費については、大型プロジェクターの購入ということでなっております。

52から53ページの1番下の段です。

11款1項1目農業用施設災害復旧費といたしまして3億6,337万ほど上っております。これは、農業用施設が93件、耕地が237件、この分となっております、その下の19負補交につきましては、畜産施設と園芸施設の補助金となっております。

54から55です。

11款2項1目も公共土木施設災害復旧費です。これについては、工事請負費については、市道が35件、河川が2件ということです。その下の19節の負補交については、JRの上を市道が通っているとそういうことで、JRが工事をするので、そのJRへの工事負担金ということで挙げております。

次の、11款3項1目公立学校施設災害復旧費についてです。この需用費の修繕費については、由布川、挟間小それから挟間中学校、石城幼稚園の修繕費、それから工事請負費については、阿南小学校、由布院小学校、川西、石城小学校の4小学校、それから庄内中学校と湯布院中学校の2校、それから由布院幼稚園と由布川幼稚園の2幼稚園の工事請負費となっております。

1番下の体育施設災害復旧費については、挟間と湯布院B&G、それから備品購入費の機械器具費202万円については、湯布院のB&Gのコインロッカーが今回の地震で全部倒れたということで、コインロッカー使えなかったということで、その全部整備するということです。

1番最後です。56から57ページ、先ほど言いました専決処分で予備費を充用しておりますので、その分について今回1,500万円の追加をお願いしているところであります。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

日程第27. 地震対策特別委員会の設置

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第27、地震対策特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。4月に発生しました熊本・大分地震の災害対策のため、委員会条例第6条第1項及び第8条第1項の規定により、19人の議員全員で構成する地震対策特別委員会を設置することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって19人の議員全員で構成する地震対策特別委員会を設置することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後0時01分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

休憩中に地震対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に届いていますので、報告します。委員長に溝口泰章、副委員長に新井一徳君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

○議長（溝口 泰章君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は6月16日午前10時から一般質問を行います。なお、一般質問通告書追加分提出締め切りは、明日の正午までです。議案質疑に係る発言通告書の締め切りは16日の正午までとなっていますので、厳守をお願いします。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

午後0時02分散会
